

農業経営の発展に向けて、 「認定農業者の共同申請」をしよう！



女性農業者は基幹的農業従事者の約4割を占める重要な担い手です。

また、農業後継者は将来の経営者であり、地域農業の担い手として期待されます。

認定農業者制度では、**家族経営協定**を締結した夫婦や後継者などで農業経営改善計画の認定申請(共同申請)ができます。農業経営の発展に向けて経営を担う家族が「共同経営者」として力が発揮できる、パートナーシップ型農業経営を目指しましょう。

認定農業者の共同申請をすることのメリットは？

～家族みんなで経営目標を共有し「共同経営者」として参画することで、経営改善への積極的な取り組みが期待できます。～

- 共同経営者としての位置づけや責任が明確化されます。
- 認定農業者として、各人名義で国による経営改善のための各種政策支援が活用可能になります。
 - ・経営所得安定対策
 - ・制度資金 農業近代化資金、農業経営基盤強化資金(スーパーL資金)等
 - ・経営体育成支援事業等
- 農業者年金の保険料の国庫補助を受けられます。
- 家族で経営改善計画を作成することで、将来の経営継承の円滑化につながります。

家族経営協定とは？

農業経営や暮らしについて、一層魅力的でやり甲斐のあるものにするために家族で話し合い、農業経営方針や役割分担、みんなが働きやすい就業条件などを取り決め、第三者の立ち合いのもと締結するものです。(裏面に協定の例があります)

【協定書の例】

わが家の約束ごと ～家族経営協定書～

認定農業者の共同申請には
第1条から第4条が必要だよ！



第1条 目的

この協定書は、〇〇（経営主）と◇◇（配偶者）、□□（後継者）が、相互に責任をもって経営に参画し、目標を共有してやりがいのある農業の実現と健康でゆとりある農家生活を築くことを目的とします。

第2条 経営計画の樹立

営農方針、経営規模、施設整備、資金計画、就業条件等の経営計画を決めるときは、十分な話し合いのもとに決定します。

第3条 経営の役割分担

話し合いをもとに個々の意向と能力を活かし、次のとおり分担をします。
役割には責任を持つが、お互いに協力し合うこととします。

担 当	役 割 分 担
（経 営 主）〇 〇	経営管理の総括、栽培計画、農作業全般、税申告、庭の管理作業
（経営主の妻）□ □	農作業全般、経営記帳、SNSの情報発信、家事作業全般
（後継者）△ △	農作業全般、直売用野菜の栽培管理と販売、農業機械整備、SNSの情報発信、家事作業の補助

第4条 収益の配分

農業経営から生じた収益について、各人の経験や役割分担の状況を考慮し、毎月〇日を目途に、各人の指定口座へ振り込みます。

配分額については、農業収益、経営管理や農作業従事の状態等を勘案し、見直しを行います。

第5条 就業条件

- (1) 1日の労働時間は8時間を原則とし、農作業の繁閑により延長または短縮することができることとします。
- (2) 休日は、週1回とするが、農作業の繁閑や健康状態を踏まえ、変更できることとします。
また、年末年始、お盆等の休日については、別途相談の上、決めます。
- (3) 農業経営に関する研修や会議等は労働時間に含め、積極的に参加するようにします。

第6条 経営移譲（農業者年金の保険料の国庫補助を受けるために必要な項目）

経営移譲については各人の合意のもと、農業経営にかかる財産（農地・農耕車両等）の所有権移転などを通して、確実に進めていくこととする。移譲の時期や方法は十分な協議の上定める。

※この他にも、「福利厚生に関すること」「生活面」などわが家で必要な項目を話し合って盛り込みます。そして、取り決めが実行されているか、定期的に見直しましょう。

認定農業者の共同申請に必要な要件（下記全てを満たすこと）

- 1 申請者が、全て同一の世帯（※）に属する者である、またはかつて同一の世帯に属していた者（配偶者を含む）であること。
※「同一の世帯」とは、住居及び生計を同じくする親族の集団。
- 2 家族経営協定等の取り決めが締結されており、その中で、農業経営から生ずる収益が認定申請者の全てに帰属すること、及び農業経営に関する基本的事項について認定申請者の全ての合意により決定することが明確化されている。
- 3 家族経営協定等の取り決めが遵守されている。

認定農業者になって
職業人として、一層
頑張ろうと思いました



◇認定農業者制度と共同申請、家族経営協定については、各市町農政関係課、

印旛農業事務所（☎ 043-483-1128）にお問い合わせください。

◇発行 印旛農業事務所改良普及課、印旛地域農林業振興普及協議会

